

庁内各局部課長  
各附属機関の長  
各地方機関の長  
各都道府県警察の長  
殿

原議保存期間	1年(令和5年3月31日まで)
有効期間	二種(令和4年3月31日まで)

警察庁丙備二発第22号、丙企画発第22号  
丙生企発第55号、丙刑企発第39号  
丙交企発第46号、丙情企発第32号  
令和3年4月9日  
警察庁警備局長  
警察庁長官官房長  
警察庁生活安全局長  
警察庁刑事局長  
警察庁交通局長  
警察庁情報通信局長

新型コロナウイルス感染症に関するまん延防止等重点措置を実施すべき区域の追加について（通達）

本年4月1日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第31条の4第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置（以下「重点措置」という。）を集中的に実施する必要がある事態が発生した旨が公示されたところであるが、本日、4月12日付けで重点措置を実施すべき区域（以下「重点措置区域」という。）として、1日付けで公示された3府県（宮城県、大阪府及び兵庫県）に加え、3都府県（東京都、京都府及び沖縄県）を追加する旨が公示された（別添1）。また、これに併せて、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日付け新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「基本的対処方針」という。）が変更された（別添2）。

重点措置の実施を受けた警察の対応については、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態における警察の対応に係る留意事項等について（通達）」（令和3年2月12日付け警察庁丙備二発第5号ほか）、「新型コロナウイルス感染症に関するまん延防止等重点措置の実施について（通達）」（令和3年4月1日付け警察庁丙備二発第20号ほか）等において示達したところであるが、本日、重点措置区域が追加されたこと等を踏まえ、引き続き、同通達等に基づく対応に万全を期されたい。

なお、変更後の基本的対処方針において、重点措置区域である都道府県において実施するまん延防止のための措置として、以下の取組が追加されるなどしている。

○ 法第24条第9項に基づき、日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛、混雑している場所や時間を避けて行動すること及び感染対策が徹底されていない飲食店の利用を自粛すること等について、住民に対して協力の要請を行うこと。なお、その際、変異株による感染が増加していることを踏まえ、他の地域への感染拡大を防止する観点から、不要不急の都道府県間の移動は、極力控えるように促すこと。

## 官 報

(号 外)  
独立行政法人国立印刷局

## 目 次

## 〔官庁報告〕

## 官庁事項

新型コロナウイルス感染症まん延防止  
等重点措置に関する公示の全部を変更  
する公示(新型コロナウイルス感染症対策本  
部)

## 官 庁 事 項

## 官 庁 報 告

## 新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する公示

新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する公示（平成二十四年法律第三十一号）第三十一条の四第三項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示（令和三年四月一日）の全部を次のとおり変更する。

令和三年四月九日

新型コロナウイルス感染症対策本部長 菅 義偉

(一) まん延防止等重点措置を実施すべき期間 令和三年四月五日から五月十一日までとする。(二) の各区域におけるまん延防止等重点措置を実施すべき期間は次のとおりである。

・ 宮城県、大阪府及び兵庫県については、令和三年四月五日から五月五日までとする。

・ 東京都及び沖縄県については、令和三年四月十二日から五月五日までとする。

・ 東京都については、令和三年四月十二日から五月十一日までとする。

ただし、まん延防止等重点措置を実施する必要がなくなったと認められるときは、新型コロナウイルス感染症対策特別措置法第三十一条の四第四項の規定に基づき、速やかにまん延防止等重点措置を集中的に実施する必要がある事態が終了した旨を公示することとする。

(二) まん延防止等重点措置を実施すべき区域 宮城県、東京都、京都府、大阪府、兵庫県及び沖縄県の区域とする。

(三) まん延防止等重点措置の概要 新型コロナウイルス感染症については、

・ 肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められること、かつ、

・ 特定の区域が属する都道府県において感染が拡大するおそれがあり、それに伴い医療提供体制・公衆衛生体制に支障が生ずるおそれがあることから、

国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域におけるまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要がある事態が発生したと認められる。

28

& (            ' %            & \*            % (            % )











































































































